事　　務　　連　　絡
令和２年３月１０日

各都道府県民生主管部（局）長殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における
緊急小口資金等の特例貸付の実施について（周知）

新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等が発生しており、これらへの対応として、令和２年３月１０日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第２弾―」がまとめられたところです。

この中で、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）について、特例措置を設けるとともに、実施に要する費用を盛り込んでおります。

この事業の内容については、別紙１～４のとおりですので、ホームページ等を通じた住民への周知をお願いします。また、予算執行に係る具体的な連絡・依頼事項については、下記のとおりですので、対応に遺漏なきようお願いします。

なお、本事務連絡につきましては、管下市町村、社会福祉協議会及び社会福祉法人並びに社会福祉協議会へ事業委託又は補助している部局のほか、生活困窮者自立支援制度の担当部局及び自立相談支援機関（委託事業者も含む。）への周知をお願いします。

※　別紙６「都道府県における予算措置の対応可否及び所要額」については、３月１３日（金）までに国へご報告願います。

記

１　予算額等について

○　新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施にかかる予算については、貸付原資及び事務費を含む原資等として、総額２０７億円の予備費使用を予定している。（補助率１０／１０）

○　この中には、当面の貸付原資のほか、今回の特例措置の実施のための相談窓口の開設準備費用、準備に当たり業務が増加した分の職員の人件費や実施に当たり臨時職員を

雇用する費用といった職員人件費等の事務費を含めている。

○　会計単位は、生活福祉資金会計（貸付原資）に計上し、適宜、本通知に基づく対応を実施するために必要な事務費として使用して差し支えない。（必要な額を生活福祉資金貸付事務費会計へ移動。）

２　原資等に関する令和元年度末までの間における予算計上及び執行のお願い

○　各都道府県においては、それぞれ別紙５の額を上限とした必要額について、予算計上をお願いする。（別紙５の額以上の金額が必要な場合は、個別にご相談いただきたい。）

○　本対策は、速やかに実施する必要があることから、国の財政（補助率１０／１０）として予備費を充てている。したがって、都道府県では、今年度末までに国費の受入れ及び都道府県社会福祉協議会への支出の完了が必要となるので、必要な対応を迅速に進めていただくようお願いする。

○　また、貸付原資の予算については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金により交付することとしている。限られた期間で滞りなく執行されるよう、次についてご協力をお願いする。

・　３月１３日（金）までに、都道府県における予算措置の対応可否（予定を含む）及び所要額（予定を含む）を国へご報告いただきたいこと。

・　補助金の交付申請日等については下記５のスケジュールを予定している。後日、確定した期日をお示しするが、各期日に確実に間に合うよう、別添の交付要綱案等に基づき事前に準備を進めていただきたいこと。

３　周知について

○　特例措置の内容や相談先等について、積極的な周知をお願いする。その際、参考としてパンフレット例を添付するので、参考とされたい。

○　なお、周知にあたっては、都道府県・市町村社会福祉協議会・民生委員のほか、庁内商工部門や労働部門及び関係団体等と連携の上、多様な発信により、必要な情報が行き届くようご検討いただきたい。

４　特例貸付の相談への対応について

○　特例貸付については、本日以降、都道府県・市町村社会福祉協議会において、貸付に向けた対応を始めるようお願いする。

○　また、貸付については、今般の緊急対応策の主旨に鑑み、支援を必要とする方に対して、迅速に行うことが重要であり、借入の申し込みを受け付ける体制を整えていただきたい。なお、申込の受け付け開始日については、現在調整中である。

○　貸付の相談体制が整うまでに相談があった場合には、相談受付の開始予定日を伝えつつ、相談者の状況を聞き取り、必要な方については、体制が整った段階で借入の申し込みにつなげていくなどの適切な対応をお願いする。

○　また、特例貸付のうち、総合支援資金（生活支援費）については、原則として自立相

談支援事業等による支援を受け付け、継続的な支援を受けることが要件となるので、自立相談支援機関と連携を図り、効果的な支援を行っていただきたい。

○　なお、今回の特例措置は既存の仕組みを最大限活用するものであることから、各都道府県においては、都道府県・市町村社会福祉協議会が特例貸付への対応を迅速に進めることができるよう、独自で作成している運営マニュアルの改正や帳票様式の見直し・新規作成等は極力求めず、既存の運営マニュアルや帳票様式を使用するなど、ご配慮をお願いする。

５　今後のスケジュール（予定）

○　～３月１３日　：都道府県における予算措置の対応可否及び所要額の国への報告
○　～３月１９日頃：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る交付申請
○　～３月２６日頃：国から都道府県への交付決定
○　～３月３１日　：都道府県から都道府県社会福祉協議会へ支出を完了

別紙１：概要資料
別紙２：交付要綱・実施要綱改正案
別紙３：「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和２年３月　日付け社援発　　第　号厚生労働省社会・援護局長通知）（案）
別紙４：「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答集について」（令和２年３月　日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）（案）
別紙５：都道府県ごとの額
別紙６：都道府県における予算措置の対応可否及び所要額（報告様式）

参考：パンフレット例

以上

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室相談支援係
TEL：03-5253-1111（内線：2231）
FAX：03-3592-1459
MAIL：shikin@mhlw.go.jp

別紙１

個人向け緊急小口資金等の特例

〇新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
〇万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
　⇒これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

【緊急小口資金】

（一時的な資金が必要な方［主に休業された方］）

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	**新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯**
貸付上限	10万円以内	**10万円以内（学校等の休業等の特例 20万円以内）**
据置期間	2月以内	**1年以内**
償還期限	12月以内	**2年以内**
貸付利子	無利子	**無利子**

【総合支援資金（生活支援費）】

（生活の立て直しが必要な方［主に失業された方等］）

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	**新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯**
貸付上限	（二人以上）月20万円以内 （単身）月15万円以内 貸付期間：原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	**1年以内**
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	**無利子**

注　総合支援資金（生活支援費）については、原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件

償還免除について：今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

別紙２

交付要綱・実施要綱改正案

１．交付要綱改正案

○　生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱の３の（３）のウの（イ）

新	旧
（イー１）「生活福祉資金の貸付けについて」（平成 21 年７月 28 日厚生労働省発社援 0728 第９号本職通知）及び「臨時特例つなぎ資金の貸付けについて」（平成 21 年７月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 10 号本職通知）に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業の貸付原資に対し都道府県又は指定都市（生活福祉資金貸付事業に限る。）が補助する事業。（イー２を除く。） （イー２）「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和２年３月〇日社援発〇〇〇〇第〇号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の貸付原資に対し都道府県が補助する事業。	（イ）　「生活福祉資金の貸付けについて」（平成 21 年７月 28 日厚生労働省発社援 0728 第９号本職通知）及び「臨時特例つなぎ資金の貸付けについて」（平成 21 年７月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 10 号本職通知）に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業の貸付原資に対し都道府県又は指定都市（生活福祉資金貸付事業に限る。）が補助する事業。

○　別表（以下の内容を追加）

１　区分	２　種目	３　基準額	４　対象経費	５　補助率
３　生活保護適正化等事業	地域福祉増進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の貸付原資（新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施に必要な経費に限る。）として必要な経費	１０／１０（間接補助）

２．実施要綱改正案

○　生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱の３の（５）のウ

新	旧
（カ－１）生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業 「生活福祉資金の貸付けについて」（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号厚生労働事務次官通知）及び「臨時特例つなぎ資金の貸付けについて」（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 10 号厚生労働事務	（カ）生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業 「生活福祉資金の貸付けについて」（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号厚生労働事務次官通知）及び「臨時特例つなぎ資金の貸付けについて」（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 10 号厚生労働事務次官通知）に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する

次官通知）に基づき、都道府 県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業の貸付原資に対し都道府県又は指定都市が補助する事業。（カ－２を除く。） （カ－２）「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和２年３月〇日社援発〇〇〇〇第〇号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の貸付原資に対し都道府県が補助する事業。	生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業の貸付原資に対し都道府県又は指定都市が補助する事業。

別紙３

（案）

社援発　　第　号
令和２年３月　日

各都道府県知事殿

厚生労働省社会・援護局長
（公印省略）

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について

生活福祉資金の貸付けについては、平成２１年７月２８日厚生労働省発社援０７２８第９号厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」（以下、「次官通知」という。）、平成２１年７月２８日社援発０７２８第１２号厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度の運営について」（以下、「局長通知」という。）及び平成２１年７月２８日社援発０７２８第１３号厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）貸付制度の運営について」により実施されているところであるが、今般発生した新型コロナウイルスの感染症の発生による休業等により、当面の生活費に関する資金需要に対応するため、下記の措置を講ずることとし、令和２年２月１６日より適用することとしたので、通知する。

記

１．緊急小口資金等の特例貸付の実施

新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入減少した世帯を対象として、生活福祉資金貸付制度における総合支援資金［生活支援費］及び福祉費［緊急小口資金］について特例措置を設ける。

２．特例措置の具体的な内容

（１）総合支援資金［生活支援費］

①　貸付対象の拡大

次官通知における（別紙）「生活福祉資金貸付制度要綱」（以下、「要綱」という。）の第４の１のアのうち生活支援費について「低所得世帯」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の

維持が困難となっている世帯」に拡大する。

② 据置期間の延長

要綱の第６の３に基づき、据置期間を「１年以内」に延長する。

③ 貸付金の利率の変更

要綱の第６の３に基づき、貸付金の利率を「無利子」に変更する

（２）福祉費［緊急小口資金］

① 貸付対象の拡大

次官通知における要綱の第４の２の福祉資金のうち緊急小口資金について「低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯」に拡大する。

② 貸付金額の上限の拡大

要綱の第５の５に基づき、「１００，０００円以内」について、「ただし、次に掲げる例を参考として、特に必要と認められる場合は２００，０００円以内

ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。

イ 世帯員に要介護者がいるとき。

ウ 世帯員が４人以上いるとき。

エ 世帯員にⅰ又はⅱの子の世話を行うことが必要となった労働者がいるとき。

ⅰ 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。

ⅱ 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。

オ アからエまでに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき。」とする。

③ 据置期間の延長

要綱の第６の３に基づき、「１年以内」に延長する。

④ 償還期限の延長

要綱の第６の３に基づき、「２年以内」に延長する。

⑤ 自立相談支援事業等による支援

要綱の第４の２において「なお、（２）緊急小口資金の貸付けに際しては、原則として法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関あら貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とする。」とあるのは、本特例措置においては要件としないこととする。

３．特例措置により貸付を受けた者への償還免除の取扱い

（１）償還免除の適格要件

本特例措置による貸付金の償還免除の適格要件については、要綱の第１５の規定によ

り平成１１年７月１３日社援第１７２９号厚生省社会・援護局長通知「生活福祉資金の貸付金償還免除の取扱いについて」に基づく取扱いに加え、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとする予定であるが、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する観点も含め検討し、所得の減少の程度や確認方法等について別途通知する予定である。

（２）欠損補てん積立金

（検討中）

５．特例措置の実施に伴う都道府県への依頼事項

本特例措置による貸付に当たっては、全ての都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会において、通常の業務のほか、貸付に向けた相談から貸付の決定及び貸付金の交付までを短期間で対応していただくことから、通常、３月から４月にかけて社会福祉法人の所管部局又は社会福祉協議会への事業の委託もしくは補助金等を交付している部局からの様々な報告や調査については、報告時期を大幅に延長するなどのご配慮をお願いする。

５．留意事項

（１）本通知による定め以外の取扱い

本通知に特段の定めのないものについては、次官通知等の関係通知によることとする。

（２）都道府県社会福祉協議会等との連携

当該貸付けの実施主体である都道府県社会福祉協議会及び貸付窓口となる市区町村社会福祉協議会と十分に連携を図りつつ、円滑な貸付けを行うこと。また、貸付けの実施にあたっては、社会福祉協議会と生活困窮者自立相談支援事業等の関係機関と情報共有や連携等を図るなど、適切に実施すること。

（３）貸付実績の集計等

本通知は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例的な対応であることから、本則の貸付けとは別に貸付決定日別に週単位での集計及び報告ができるよう管理すること。

（４）本通知の発出以前の貸付への対応

本通知の適用日以前において貸付決定が行われた場合で、新型コロナウイルス感染症の影響によるものであるケースについては、対象者の希望を聞き取ったうえで、本通知による特例措置に則り契約内容を変更するなど、柔軟に対応すること。

（５）受付期間等

受付期間は、当面、令和２年７月末までとする。また、貸付金の交付は、各申込世帯の状況を踏まえ、可及的速やかに行うこと。

別紙４

（案）

事　務　連　絡
令和２年３月　日

各都道府県民生主管部（局）長殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の
運用に関する問答集について

「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和２年３月　日付け社援発　　第　号厚生労働省社会・援護局長通知）の運用における問答について、別添のとおりお示しする。

（案）

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答

問１　収入の減少について、「新型コロナウイルス感染症の影響」であることの確認はどのように行うべきか。

（答）

○　新型コロナウイルス感染症による収入の減少による家計への影響は様々であることから、一律に基準を設け、画一的な貸付を行うことは馴染まない。

○　各地域の市町村社会福祉協議会において、相談を受ける中で、休業や失業等に至ったことと新型コロナウイルス感染症との関係などを丁寧に聞き取り、必要な内容を借入申込書に記載していただいた上で、それぞれのお困りの状況等を踏まえ、柔軟な運用を行っていただきたい。

問２　収入の減少について、どのように確認を行うべきか。

（答）

○　収入の減少については、これまでの総合支援資金の取扱いなども参考に、給与明細書や預金通帳等により新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後の給与の状況を確認することが想定される。

○　失業状態についても、従来どおり離職票等により確認を行うことが考えられる。

問３　今般の特例措置による貸付以外の支援施策との関係性如何。

（答）

○　新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた政策パッケージにおいては、本貸付以外にも雇用調整助成金の拡充等が行われているが、これらの施策の対象となっているか否かにかかわらず、生活に必要な費用を賄えないと認められる場合には本貸付の実施を検討されたい。

問４　緊急小口資金の貸付上限に係る特例である２０万円以内は、どのような場合に適用されるのか。

（答）

○　緊急小口資金の貸付上限額は、本則１０万円以内としているところ、災害時の特例においては、かかりまし経費に対応するため、特に必要な場合に、２０万円以内に引き上げる措置をとっており、具体的に「特に必要な場合」とは、災害被害の観点から、世帯員の中に死亡者がいる場合等となっている。

○　今般の特例措置においては、災害時の特例や新型コロナウイルス感染症の社会的影響を踏まえて設定を行うものであり、具体的には、次の場合を例として、２０万円以内で貸付を行うことができることとしている。

ア　世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
イ　世帯員に要介護者がいるとき。
ウ　世帯員が４人以上いるとき。
エ　世帯員にⅰ又はⅱの子の世話を行うことが必要となった労働者がいるとき。
　ⅰ　新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。
　ⅱ　風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
オ　アからエまでに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき。

問５　緊急小口資金の貸付上限額を２０万円以内に引き上げることができる例として、「新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子」等の「世話を行うことが必要となった労働者がいるとき」を定めていることの趣旨如何。

（答）
○　お尋ねの点については、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校に通う子の保護者が休職し、休職による収入減少のために、かかりましの資金需要が生じる場合を想定している。
○　なお、労働施策において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、今般新たに、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金が創設されるところである。
○　なお、当該助成金においては、雇用労働者と一部の非雇用者が対象とされているところである。

問６　フリーランスや自営業等、雇用保険制度による支援が受けられない方について、緊急小口資金の貸付上限額を２０万円以内に引き上げて良いか。

（答）
○　緊急小口資金の貸付上限額を２０万円以内に引き上げることができる場合については、例示として、世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者又は罹患者との濃厚接触者がいるとき等のほか、「特に資金の貸付需要があると認められるとき」としている。
○　この趣旨は、今般の特例貸付を必要とする方々である対象像が、従来の災害時の特例措置と比較して多種多様であることを踏まえ、例示を参考として、柔軟に対応していただくものである。
○　したがって、お尋ねのフリーランスや自営業等、雇用保険制度による支援が受けられない方を含め、特に資金の貸付需要があると認められ、貸付上限を引き上げる必要があるときには、柔軟に適用していただきたい。

（別紙５）

都道府県別配分上限額
（各都道府県の人口を勘案）

（千円）

	金額
北海道	840,000
青森県	202,000
岩手県	198,000
宮城県	367,000
秋田県	157,000
山形県	174,000
福島県	297,000
茨城県	456,000
栃木県	309,000
群馬県	309,000
埼玉県	1,154,000
千葉県	986,000
東京都	2,163,000
神奈川県	1,446,000
新潟県	358,000
富山県	167,000
石川県	181,000
福井県	123,000
山梨県	130,000
長野県	328,000
岐阜県	317,000
静岡県	580,000
愛知県	1,188,000
三重県	284,000
滋賀県	223,000
京都府	410,000
大阪府	1,393,000
兵庫県	869,000
奈良県	213,000
和歌山県	149,000
鳥取県	89,000
島根県	108,000
岡山県	301,000
広島県	447,000
山口県	218,000
徳島県	117,000
香川県	153,000
愛媛県	215,000
高知県	113,000
福岡県	806,000
佐賀県	130,000
長崎県	214,000
熊本県	279,000
大分県	182,000
宮崎県	172,000
鹿児島県	257,000
沖縄県	228,000

（別紙６）

都道府県における予算措置の対応可否及び所要額
（報告様式）

都道府県名		
予算措置の対応見込み （該当するものに○）	対応予定あり （又は対応中）	
	対応予定なし	

「対応予定あり（又は対応中）」の場合のみ

予算措置の方法 （該当するものに○）	補正予算	
	専決処分	
予算措置見込み額 （千円）		

（参考）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、
生活資金でお悩みの皆さまへ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、下記問い合わせ先へお願いします。

貸付手続きの流れ

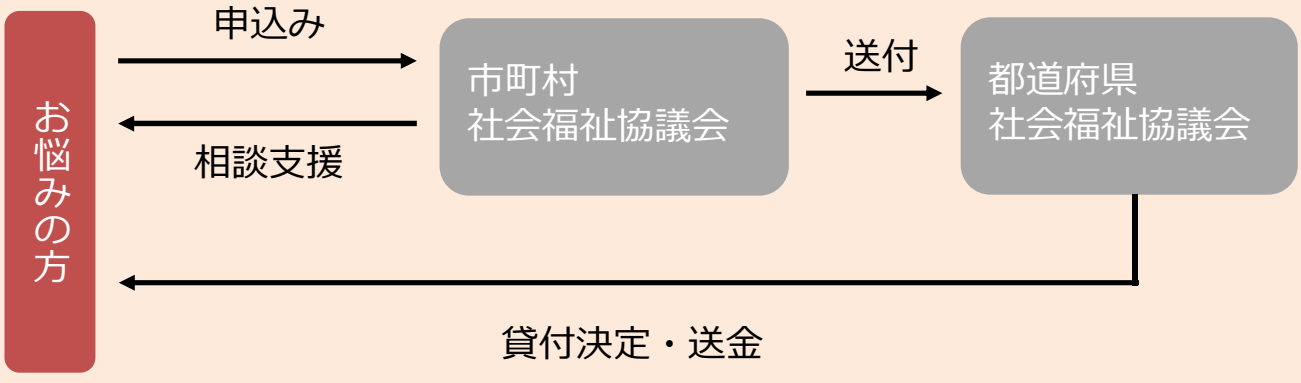

お問合せ先

●●市町村社会福祉協議会

電話：●●●●●●●●●●●●

受付時間：（月～金曜日　9:00～17:00 等）

住所、地図等

赤字は従来の要件を緩和したもの。

休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※　従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

・１０万円以内
（学校等の休業等の特例２０万円以内）

※　従来の１０万円以内とする取扱を拡大。

■据置期間

１年以内

※　従来の２月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

２年以内

※　従来の１２月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市町村社会福祉協議会

失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※　従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

・（２人以上）月２０万円以内
・（単身）　　月１５万円以内
貸付期間：原則３月以内

■据置期間

１年以内

※　従来の６月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

１０年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

※　従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年１.５％とする取扱を緩和。

■申込先

市町村社会福祉協議会

注　原則、自立相談支援事業等による支援を受け付け、継続的な支援を受けることが要件となります。